

遺伝子組換え食品の検査

平成19年4～5月にかけて、食品専門監視班及び福祉保健センターが収去した計43検体について、遺伝子組換え食品の検査を実施しました。

遺伝子組換え食品は、内閣府にある食品安全委員会で安全性に問題ないと判断され、承認されたものが国内に流通します。検査は、承認済みのものについては定量検査（食品中に遺伝子組換え品種がどのくらい含まれているかを調べる検査）を行います。一方、未承認のものについては定性検査（食品中に遺伝子組換え品種が含まれているかを調べる検査）を行います。今回は、承認済みのラウンドアップ・レディー・大豆並びにEvent176、Bt11、T25、Mon810及びGA21トウモロコシの定量検査と、未承認のBt10トウモロコシ及びBtコメの定性検査を実施しました。

1 定量検査

大豆加工品（豆腐やきな粉など）12検体及び大豆穀粒3検体についてラウンドアップ・レディー・大豆の定量検査を、また、トウモロコシ粉碎品1検体についてEvent176、Bt11、T25、Mon810及びGA21トウモロコシの定量検査を行いました。その結果、いずれも混入率は5%以下¹であり、違反検体はありませんでした（表1～3）。

表1 大豆加工品におけるラウンドアップ・レディー・大豆の定量検査

品名	検体数	混入率5%を超える検体数
豆腐	7	0
きな粉	3	0
枝豆（冷凍食品）	2	0

表2 大豆穀粒におけるラウンドアップ・レディー・大豆の定量検査

原産国	検体数	混入率5%を超える検体数
アメリカ	3	0

表3 Event176、Bt11、T25、Mon810及びGA21トウモロコシの定量検査

品名	検体数	混入率5%を超える検体数
トウモロコシ粉碎品	1	0

¹ 安全性審査を経た遺伝子組換え食品は、混入率が5%を超えると表示義務が生じ、「遺伝子組換え」である旨の表示をしなければなりません。一方、5%以下なら表示義務はなく、「遺伝子組換えではない」等の表示をすることもできます（ただし、書類等で確認ができること、意図的に遺伝子組換え食品を混入していないことが前提になります）。そのため、安全性審査を経た遺伝子組換え食品の検査では、混入率が5%を超えているかどうかを調べることになります。

2 定性検査

原材料表示にトウモロコシの記載がある食品18検体(菓子類、冷凍食品など)についてBt10トウモロコシの定性検査を、また、コメ加工品10検体(米粉、もち粉、ビーフンなど)についてBtコメの定性検査²を行いました。その結果、いずれも不検出であり、違反検体はありませんでした(表4、5)。

表4 Bt10トウモロコシの定性検査

品名	検体数	検出数
菓子類	15	0
ミックスベジタブル(冷凍食品)	1	0
スイートコーン	1	0
トウモロコシ粉碎品	1	0

表5 Btコメの定性検査

品名	原産国	検体数	検出数
米粉	日本	4	0
もち粉	日本	2	0
	タイ	1	0
ビーフン	タイ	1	0
ライスペーパー	ベトナム	1	0
ケーキミックス粉	タイ	1	0

² Btコメの定性検査については、検査法が平成19年1月に厚生労働省から示されたことに伴い、今回の検査から開始しました。

< Btコメについて >

平成18年9月、欧州に輸入されている中国産のコメ加工品(ビーフン等)から、遺伝子組換えコメを検出したとの調査結果が環境保護団体から発表されました。それに伴い、9～12月かけて厚生労働省(検疫所)で中国産のコメ加工品を検査したところ、154件中6件(ビーフン5件、もち粉1件)からBtコメが検出されました(厚生労働省発表、19年1月26日)。

Btコメは、害虫抵抗性を持つように遺伝子を組換えたコメの品種で、日本では安全性未審査のため、製造、輸入、販売等が禁止されています。しかし、検疫所での輸入時の検査においてBtコメの混入が認められたことから、国内に流通している可能性もあるため、今後も検査を実施していく予定です。

【 食品添加物担当 】